債権者集会招集

平成２４年（フ）第３９２８号
大阪府茨木市総持寺駅前町２番22号メゾンアルシュ１号、開始決定時の住所大阪府茨木市中穂積３丁目16番17―301号、事業所所在地大阪府吹田市青葉丘北11番21号
破産者　堀江産婦人科こと　堀江　　彰
１　期日　平成25年３月27日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２３号
石川県輪島市町野町麦生野ヌ部48番地
破産者　後　久一郎
異議申述期間　平成25年４月23日まで
平成25年３月５日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１６１号
松江市寺町199番地１
破産者　ワダ美容室こと　和田　邦久
異議申述期間　平成25年４月30日まで
平成25年３月７日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
松江市寺町199番地１
破産者　和田　廸子
異議申述期間　平成25年４月30日まで
平成25年３月７日　　松江地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０１６号
東京都新宿区西新宿３丁目20番１号
清算株式会社　日本食品販売株式会社
代表清算人　腰原　　誠
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成１９年（ヒ）第２０２８号
東京都世田谷区太子堂４丁目３番２号
清算株式会社　株式会社シーザーパークホテルアンドリゾートアジア
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区日本橋２丁目15番３号ヒューリック江戸橋ビル８階
清算株式会社　泉中央システム株式会社
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第９号
札幌市北区新川２条２丁目12番20号
清算株式会社　新川管財株式会社
代表清算人　坂井　容一
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　前項の免除は、本協定の認可の決定が確定した日に、効力を生ずるものとする。
３　第１項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が第１項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
岐阜市芥見３丁目283番地
再生債務者　株式会社ダンジャルダン
１　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月24日から平成25年５月８日まで
岐阜地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
宮崎市青島１丁目10番27号
再生債務者　株式会社シルバーリゾート青島
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年３月４日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第４３号
大阪府守口市文園町５番19号
再生債務者　青野スポーツ施設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１３１号
埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の２　レクセル新狭山605
再生債務者　伊藤　裕之
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月９日から平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１０号
埼玉県ふじみ野市池上１番12号　リオ・ヴェルデ上福岡310
再生債務者　二見　欣也
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月９日から平成25年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第２３号
名古屋市緑区神の倉２丁目341番地
再生債務者　横川　嘉之
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月３日から平成25年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第３号
三重県四日市市大字羽津戊770番地10
再生債務者　小川　恭徳
１　決定年月日時　平成25年３月６日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月27日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月３日から平成25年４月10日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２５年（再イ）第２１号
札幌市西区八軒９条東１丁目１番８号　カーサフェリス―Ｂ１号
再生債務者　大山　幸一
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月11日から平成25年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３１号
札幌市豊平区月寒東１条３丁目２番51号　マクセル37／100―107号
再生債務者　江田　翔一
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月11日から平成25年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６号
相模原市中央区相生１丁目７番８号　リベルテ淵野辺307号室
再生債務者　百瀬　達明
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月11日から平成25年４月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部